

**独占的ライセンスの対抗制度及び独占的ライセンシーに対し差止請求権を  
付与する制度の導入に関する検討事項  
—独占的利用許諾構成について—**

独占的利用許諾構成における検討事項を以下のとおり整理する。

**1. 独占的ライセンスの対抗制度に関する検討事項**

- (1) 独占性を主張することができることの法的意味
- (2) 独占的ライセンスの対抗制度導入の許容性
- (3) 制度設計について
  - ・独占性を主張するための要件としてどのような要件が考えられるか等
- (4) 契約承継についての考え方
- (5) その他の付随的検討事項
  - ・著作権等管理事業への影響

**2. 独占的ライセンシーへの差止請求権の付与に関する検討事項**

- (1) 差止請求権付与の正当化根拠
- (2) 著作権者の意思への配慮の要否及び方法
  - ・差止請求権の行使に当たって著作権者等の承諾や著作権者等の意思に反しないことを要件とするものの要否等

### (3) 民法第605条の4<sup>1</sup>の規定との整合性

・民法第605条の4の規定との関係で、以下の2点についてどのように整理するか。

- ① 対抗力を備えていない独占的ライセンシーの不法利用者に対する差止請求の可否
- ② 侵害の予防請求の可否

### (4) 完全独占的ライセンスと不完全独占的ライセンスを区別すべきか

### (5) その他の付随的検討事項

- ・施行日前に設定された独占的ライセンスを保護対象にすることの要否・可否
- ・複数人による独占的な利用を認めるライセンス契約にも差止請求権を付与するか否か
- ・独占的ライセンシーから独占的なサブライセンスを受けたサブライセンシーの取扱い
- ・特許法その他の知的財産権法との関係
- ・差止めの範囲（何等か限界を法定しておく必要があるか等）

以上

<sup>1</sup> 民法（明治29年法律第89号）

（不動産の賃借人による妨害の停止の請求等）

第605条の4 不動産の賃借人は、第605条の2第1項に規定する対抗要件を備えた場合において、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める請求をすることができる。

- 一 その不動産の占有を第三者が妨害しているとき その第三者に対する妨害の停止の請求
- 二 その不動産を第三者が占有しているとき その第三者に対する返還の請求